公益社団法人千葉県LPガス協会

千葉県東方沖の地震活動に伴う注意喚起

令和6年2月27日から千葉県東方沖で地震活動が続いております。 この地域では、ときどき、M5前後の地震が発生し、1週間から数カ月程度地震 活動が活発になることがあるようです。

会員の皆様方におかれましては、今後の地震活動により被災した場合には、 下記要領に従い必ず協会あてに被災報告書を提出してください。

〇被災報告要領

https://www.chibalpg.or.jp/member/pdf/hokoku/hisaihoukokusho.pdf

○被災報告書のダウンロード

【協会 HP】https://www.chibalpg.or.jp/member/index.html#hokoku

なお、千葉県内で高圧ガス保安法・液化石油ガス法の適用を受ける施設・設備等に係る事故が発生した場合、別添の通り定められた通報系統に従い報告していただくよう、お願い申し上げます。

以上

液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等

1 千葉県内の液化石油ガス一般消費者等において液化石油ガス法に係る事故が発生した場合、液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、規模の大小及び夜間休日を問わず、 次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。

また、液化石油ガス販売事業者は、当該事故が特定消費設備に係る事故の場合、関東 東北産業保安監督部保安課(10048-600-0418)へも直ちに通報すること。

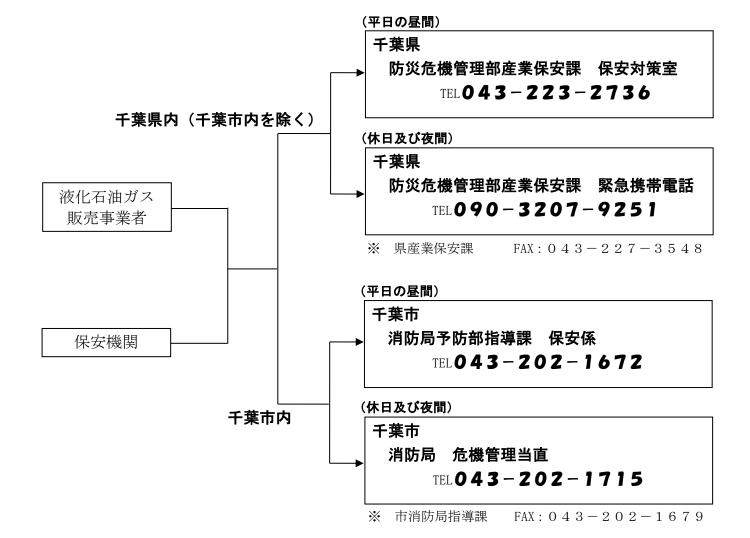
- 2 報告事項は次のとおりとする。
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所
- (3) 事故等の概要(被害状況を含む)
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号
- (6) 特定消費設備に係る事故の場合:

特定消費設備の名称、製造者又は輸入者、機種、型式、製造年月

詳細が不明であってもその時わかる範囲

で、とりあえず、第1報を通報すること。

3 液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統 (令和5年4月1日現在) 事故が発生した場合、**発生場所に応じて**下図の通り通報すること。



高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガスー般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず**、次の2,3の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条の規定 する**異常現象の通報を優先**させること。

- 2 報告事項は次のとおりとする。
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所(設備名等を含む)
- (3) 災害等の概要(被害状況を含む)
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、

とりあえず、第1報を通報すること。

3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統 (令和5年4月1日現在) 事故が発生した場合、**発生場所に応じて**下図の通り通報すること。

